

公益社団法人日本ダンス議会(JDC) 東部総局
アマチュア 昇降級規定

(目的)

第1条 本規定は公益社団法人日本ダンス議会(以下JDC)が公認しJDC東部総局が主管(以下JDC東部)するJDCアマチュア競技会(正式名称:WDCAL {World Dance Council Amateur League} 競技会)における競技会クラス(以下級)の昇降級の基準を明確に定める事を目的とする。

(適用)

第2条 本規定はJDC東部総局主管競技会の選手権、A級競技会、B級競技会、C級競技会、D級競技会、ノービス(N)競技会に適用するものとする。

(競技年度)

第3条 競技会の年度は、1月1日より12月31日とする。

(認定)

第4条 成績は競技終了後の公式な最終成績とし、級は個人に付与される。

2 同一年度内における成績とし、獲得した成績は翌年に繰り越さないものとする。

3 本昇級規定は同一年度内にJDC東部総局アマチュア競技会に3回以上出場した選手に適用するものとする。ただし、ノービスからD級昇級者に対してはその限りではない。

(昇級)

第5条 昇級規定

ノービス(N)から D級

ノービス(N)競技会にて、エントリー組数の30%以内の成績を獲得した場合、即日D級に昇級とする。

D級から C級

D級の選手がD級競技会に出場し、エントリー組数の20%以内の成績を本年度に2回獲得した場合、年度末にC級に昇級とする。

下位級から B級

C級以下の選手がC級競技会に出場し、エントリー組数の20%以内の成績を本年度に2回獲得した場合、年度末にB級に昇級とする。

下位級から A級

B級以下の選手がB級競技会に出場し、エントリー組数の20%以内の成績を本年度に2回獲得した場合、年度末にA級に昇級とする。

2 全ての昇級は端数切り上げ最大6位までとする。

3 昇級条件の最下位が同点の場合、同点の全組を昇級対象とする。

(降級)

第6条 降級規定

A級から B級

A級の選手が選手権大会、A級競技会において準決勝に1度も入賞しなかった場合、年度末にB級に降級とする。

準決勝がフリーパスの場合は「準決勝に1度も入賞しなかった場合」を「決勝に1度も入賞しなかった場合」とする。

B級から C級

B級の選手がB級競技会及び上位級競技会において準決勝に2回以上入賞しなかった

場合、年度末にC級に降級とする。

準決勝がフリーパスの場合は「準決勝に2回以上入賞しなかった場合」を「決勝に2回以上入賞しなかった場合」とする。

C級から D級

C級の選手がC級競技会及び上位級競技会において1次予選を2回以上通過しなかった場合、年度末にD級に降級とする。

1次予選がフリーパスの場合、「1次予選の次の予選を2回以上通過しなかった場合」とする。

D級から N級

D級の選手がD級競技会及び上位級競技会において、同一年度内に1回も出場しなかった場合、年度末にN級に降級とする。

2 同点にて準決勝に入賞の場合、準決勝進出組全てを準決勝扱いとする。

(移行)

第7条 移行規定

他団体の持ちクラスを平行移動し、JDC東部総局の暫定級とする。

第8条 移行措置

同一年度内にJDC東部総局アマチュア競技会に3回以上出場後、暫定級を正式級と認定する。

(附則)

第9条 本規定は、2015年1月1日より施行する。